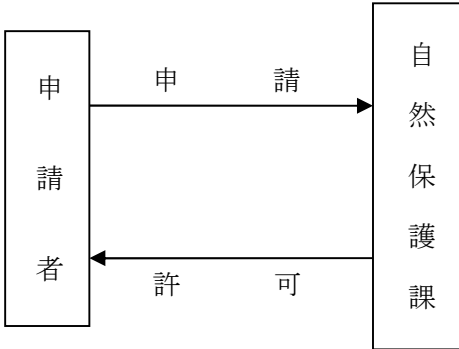


6 福島県野生動植物の保護に関する条例

[特定希少野生動植物の捕獲等の許可] (第12条)

[生息地等保護区内での行為の許可・届出] (第17～20条)

<p>条例の趣旨</p>	<p>環境の変化により減少しつつある野生動植物の保護に関し、県、事業者及び県民の債務を明らかにするとともに、その野生動植物の取り扱い及び生息地等の保護に関する規制等について必要な事項を定めることにより、生物の多様性が保持された豊かな自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p>
<p>許可等を要する行為</p>	<p>下記に掲げる行為を行おうとする場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定希少野生動植物 <p>学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で特定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等</p> 2 生息地等保護区 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理地区 <ol style="list-style-type: none"> ① 建築物その他の工作物の新築、改築、増築 ② 宅地造成、土地開墾、その他土地（水底含む）の形質の変更 ③ 鉱物の採掘、土石採取 ④ 水面の埋め立て、干拓 ⑤ 河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為 ⑥ 木竹の伐採 ⑦ 特定希少野生動植物の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物種等の捕獲等 ⑧ 区域内湖沼、湿原等への汚水・廃水の排水設備からの排出 ⑨ 知事が指定する区域内（道路、広場、田、畑、牧場、宅地を除く。）での車馬、動力船の使用、航空機の着陸 ⑩ ⑦で指定された野生動植物種等以外の捕獲等 ⑪ 特定希少野生動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのあるとして知事が指定する動植物の放出・植栽・播種 ⑫ 特定希少野生動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのある物質の散布 ⑬ 火入れ、たき火 ⑭ 特定希少野生動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのある方法による観察 (2) 監視地区（生息地等保護区のうち管理地区以外の区域） <ol style="list-style-type: none"> ① 建築物その他の工作物の新築、改築、増築 ② 宅地造成、土地開墾、その他土地（水底含む）の形質の変更 ③ 鉱物の採掘、土石採取 ④ 水面の埋め立て、干拓 ⑤ 河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為

許可等の必要な区域	特定希少野生動植物 生息地等保護区（管理地区、監視地区）
許可（容認）権者	知事
許可（容認）等の基準	特定希少野生動植物種の捕獲等 第12条による 生息地等保護区 第18条及び第20条による
担 当 機 関	生活環境部 自然保護課
手続フローチャート	 <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[自然保護課] B -- 許可 --> A </pre>
備 考	第3条 県の責務 第4条 事業者の責務